平成 25 年５月 15 日

各　　位

会 社 名　日華化学株式会社
代表者名　代表取締役社長　江守康昌
（コード番号 ４４６３　　名証第２部）
問合せ先　執行役員管理部門長
林　幸照
（TEL　0776－24－0213）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年５月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 25 年６月 25 日開催予定の当社第 99 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

当社の事業年度は、毎年４月 1 日から翌年３月 31 日までとしておりますが、海外連結子会社との決算期統一を行い、予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図り、また、将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社の決算期統一の必要性への対応を図るため、当社の事業年度を毎年１月１日から 12 月 31 日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第 13 条（株主総会の招集）、第 14 条（定時株主総会の基準日）、第 42 条（事業年度）、第 43 条（剰余金の配当の基準日）、第 44 条（中間配当）につき所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第 100 期事業年度は、平成 25 年４月１日から平成 25 年 12 月 31 日までの９ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日　程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年６月 25 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 25 年６月 25 日（火）

以上

別紙

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変　更　案
第 3 章　株主総会	第 3 章　株主総会
第13条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第13条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
第14条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。	第14条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
第 7 章　計　　算	第 7 章　計　　算
第42条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。	第42条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。
第43条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ２前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	第43条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ２前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第44条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。	第44条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日を基準日として中間配当をすることができる。
（新　　設）	附　　則 第１条（第100期事業年度の期間） 第42条の規定にかかわらず、第100期事業年度は、平成25年４月１日から同年12月31日までの９ヶ月間とする。 第２条（第100期事業年度の中間配当の基準日） 第44条の規定にかかわらず、第100期事業年度の中間配当の基準日は、平成25年９月30日とする。 第３条（附則の有効期限） 本附則は、第100期事業年度終了後にこれを削除する。

以上